平成２２年（フ）第７７３号
東京都八王子市楢原町447番地レジデンス２―203号
債務者　林　美有紀（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１５号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目12番10号　サンパレス21萩丘西207号、前住所静岡県浜松市東区有玉西町2413番地の３
債務者　荒井鈴こと　陳　　朱玉
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
静岡県磐田市二之宮344番地35
債務者　赤嶺フランシスコこと　ゲレロ　フランシスコ　アカミネ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
静岡県磐田市二之宮344番地35
債務者　ゲレロ　ジュリエットこと　ゲレロ　ジュリエット　シ
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５号
北海道砂川市北吉野町228番地38
破産者　有限会社菅原組
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２３５４号
東京都小金井市本町６丁目５番３号
破産者　株式会社ふるきゃらシネマ
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５５号
東京都小金井市貫井南町１丁目９―６―101
破産者　田中　一則
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５６号
東京都小金井市桜町１丁目14―20―201
破産者　谷内　孝志
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２号
東京都青梅市東青梅２丁目８番地の１グリーンサイド東青梅403、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市東青梅１丁目10番地の13705号
破産者　小林　　縁
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０９号
東京都板橋区中台３丁目23番21―502号ジェイパーク板橋中台
破産者　平方　素子
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４９号
横浜市神奈川区羽沢町1695番地１
破産者　有限会社石寿
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54―１
破産者　有限会社ケンソー松下
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４４７号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目８番２号
破産者　株式会社御厨製作所
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５４号
大阪府八尾市西弓削３丁目69番地
破産者　柏烽金属株式会社
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４１号
大阪市北区東天満１丁目６番12号　和光ビル
破産者　株式会社ビジネス・スタッフ
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１６６６号
堺市美原区丹上587―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市阿保１丁目14番５号
破産者　株式会社ユーテック
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
福岡県久留米市東町42番地の17
破産者　株式会社イー・エス・ピー大和
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９０号
北九州市八幡西区上上津役５丁目４番53号
破産者　フィールド・ライト株式会社
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０１６号
札幌市南区澄川６条３丁目３番12―501号
破産者　野口　伸一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部